

(案)

社会的養護の新たな展開に向けて －家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援－

東京都児童福祉審議会提言

平成 26 年 月 日

東京都児童福祉審議会

目 次

| | |
|--|-----------|
| はじめに | 1 |
| 第1章 東京都における社会的養護の現状と課題 | 2 |
| 1 児童福祉施設等の現状 | 2 |
| (1) 児童養護施設の状況 | 2 |
| (2) 乳児院の状況 | 2 |
| (3) 養育家庭等とファミリーホームの状況 | 3 |
| (4) 自立援助ホームの状況 | 4 |
| (5) 母子生活支援施設の状況 | 4 |
| (6) 一時保護所及び一時保護委託状況 | 4 |
| (7) 児童養護施設等退所後の状況 | 4 |
| 2 東京都が直面している課題 | 5 |
| (1) 生活環境の保障 | 5 |
| (2) 施設の機能・養育者の質の向上 | 6 |
| (3) 家庭復帰・家族再統合支援 | 7 |
| (4) 自立支援 | 7 |
| (5) 一時保護（一時保護委託） | 8 |
| 第2章 児童養護施設の養育機能強化の取組の検証結果 （平成20年度の児童福祉審議会の提言検証） | 9 |
| 1 小規模グループケア及びグループホーム | 9 |
| (1) 現状 | 9 |
| (2) 課題 | 9 |
| (3) 効果検証 | 10 |
| 2 専門機能強化型児童養護施設 | 11 |
| (1) 現状 | 11 |
| (2) 課題 | 11 |
| (3) 効果検証 | 11 |
| 第3章 東京都における社会的養護のあり方（提言） | 13 |
| 1 支援の必要な子どもの生活環境の保障 | 13 |
| 【提言1】大都市東京における新たな生活の場の確保 | 13 |
| 【提言2】関係機関との連携強化による家庭養護の実現 | 14 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 【提言3】生活単位の小規模化の推進 | 17 |
| 2 子どもたちへの適切な支援を実施するための施設・養育者の質の向上 | 19 |
| 【提言1】専門的な支援の充実 | 19 |
| 【提言2】人材育成と定着支援の強化 | 20 |
| 3 家族再統合に向けた関係機関との連携した取り組み | 23 |
| 【提言1】家族の再統合に向けた支援 | 23 |
| 【提言2】母子生活支援施設の機能強化 | 24 |
| 4 施設等退所後の継続した自立生活に対する支援 | 26 |
| 【提言1】自立した生活を継続的に送るための支援 | 26 |
| 【提言2】自立援助ホームの一層の機能強化 | 27 |
| 5 社会的養護が必要な子どもの適切な一時保護 | 28 |
| 【提言1】一時保護所（委託）における支援の強化 | 28 |
| 【提言2】地域の子育て支援の充実 | 30 |
| おわりに | 31 |
| 参考資料 | 33 |

はじめに

- 被虐待児をはじめとして、社会的養護を必要とする子どもは、現在都内に約4千人おり、その子どもたちの多くは、児童養護施設、乳児院、養育家庭などで暮らしている。
- 虐待相談件数の増加や、個別的ケアが必要な子どもの増加など、社会的養護を取り巻く課題は、年々深刻化、複雑化しており、子ども一人ひとりの支援を充実させる必要があることから、本審議会では、平成24年9月に「虐待から子どもたちを守るために」という提言を行った。
- この提言では、被虐待児童の受け入れ等を行う一時保護所や児童養護施設、養育家庭等の充実策や今後の方向性について検討すべきであるとの結論に達した。
- 深刻化、複雑化する課題に対応するためには、「子どもたちが生活する場の確保」、「家庭的な環境での養育」、「家庭復帰に向けた調整」、「施設等の退所後における自立した生活の確保」などに向けた多岐にわたる支援、すなわち、入所から退所後までを視野に入れた切れ目のない総合的な支援が重要である。また、これらの支援を担う人材の確保・育成も必要である。
- こうした認識のもと、平成24年11月に児童福祉審議会において、専門部会を立ち上げ、二年にわたり集中的に議論を重ね、現状と課題を総点検しながら、東京における「社会的養護のあり方」を検討してきた。
- また、今回の専門部会では、施設で育った青年や、施設で働く職員から生の声を直接お聞きする機会を設けた。このことは、現場の状況を踏まえた検討を行うという意味で大変有意義であった。
- 本審議会はここに、二年間にわたり、東京における社会的養護を多角的に検討した成果として、「社会的養護の新たな展開に向けて－家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援－」を提言する。

第1章 東京都における社会的養護の現状と課題

児童虐待等の相談件数の増加に伴って、一時保護入所児童数も増加しており、児童養護施設、乳児院の入所状況も高い入所率で推移している。その一方で、養育家庭への委託児童数については伸び悩んでいる。

施設等に入所している子どもは、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることから、個別的なケアや専門的なケアが求められており、施設等における養育の質と専門性の更なる向上が必要である。

施設等退所後の子どもの家庭復帰や家族再統合に当たっては、親に対する支援や地域における支援サービスの更なる整備が求められるとともに、施設等退所後の自立と安定した生活を継続するためには、施設等における支援体制の充実が必要である。

1 児童福祉施設等の現状

(1) 児童養護施設の状況

- 平成16年度と平成25年度における定員を比較すると2,989名から3,213名と224名増加しているが、各年度の3月1日の入所率をみると95%を超える高い数値で推移している。※統計データ編[表-1]参照

- 入所する子どもは、虐待により心に深い傷を受け情緒的な課題を抱えていたりなど支援の難しい子どもが増加しており、個別的ケアを必要とする子どもは、平成18年度の5割から平成25年度は7割に増加している。

※統計データ編[表-2]参照

(2) 乳児院の状況

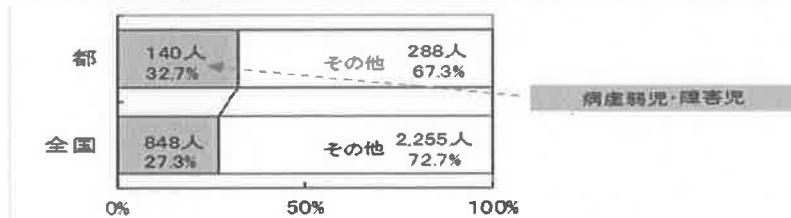
- 最近10年間の入所状況は、ほぼ同水準で推移しており、入所率は概ね9割を超えている。※統計データ編[表-3]参照

- 入所理由は、虐待によるものが39.3%、家族の疾病・疾患が32.3%を占めしており、近年は虐待を理由とする入所が増加傾向にある。

※統計データ編[表-4]参照

- 新規入所児に占める病弱児・障害児の割合は3割を超えており、全国を上回っている。

平成23年度乳児院新規入所児童の心身の状況(全国乳児院福祉協議会調べ)



- 在院期間は6か月未満が約半数で、退所先は家庭引き取りが約6割と最も多くなっている。

※統計データ編[表-5・6]参照

(3) 養育家庭等とファミリーホーム¹の状況

- 社会的養護全体に占める養育家庭等とファミリーホームの割合は、平成25年度末で11.1%となっており、全国平均を下回っている。

※統計データ編[表-7]参照

- 養育家庭等とファミリーホームの登録家庭数及び委託児童数については、近年は微増に留まっている。

※統計データ編[表-8]参照

- 養育家庭の登録家庭数に対する委託家庭数の割合（委託率）は、概ね60%台前半から50%台後半へと低下している。

- 委託家庭の状況をみると、子ども一人を養育している家庭が75%となっており、複数の子どもを受託した経験のある委託家庭が少ない。

- 平成24年度から、すべての児童相談所で里親支援機関事業²を実施し、里親支援の充実を図っている。

¹ 一定の要件を備えた養育者の住居において、5人又は6人の子どもたちを養育する事業

² 里親制度の普及促進、里親委託推進・支援等事業。都では、NPO法人等に事業を委託

(4) 自立援助ホームの状況

- 平成 24 年度の入居児童をみると、家庭からの入居が 50% 強、児童福祉施設等からの入居が 30% 弱となっている。

※統計データ編[表-9]参照

- 平成 24 年度の入居児童のうち、入居期間は 6 か月未満が 38.4%、6 か月以上 1 年未満が 33.3% となっており、7 割強が 1 年未満となっている。

※統計データ編[表-10]参照

(5) 母子生活支援施設の状況

- 母子生活支援施設の入所率は、ここ数年 8 割前後で推移している。

※統計データ編[表-11]参照

- 入所理由の上位 3 位は、住宅困窮、夫等の暴力、経済的困窮となっており、虐待防止の見守り、養育困難といった理由が少なくなっている。

※統計データ編[表-12]参照

(6) 一時保護所及び一時保護委託状況

- 児童虐待の相談件数増に伴い、親子を一時的に分離する一時保護ケースが増加している。また、児童虐待の相談件数増に伴い一時保護件数が増加するとともに、保護者対応等に時間を要する場合も多く、保護日数が増加している。

※統計データ編[表-13]参照

- 2 歳未満の子どもについては、原則、乳児院に一時保護委託をしているが、近年は一時保護委託の児童数や一時保護の委託期間 1 か月以上の割合も増えている。

(7) 児童養護施設等退所後の状況

- 平成 25 年 3 月の進学状況をみると、大学、専修学校等へ進学をしている子

どもの割合³は都全体では8割を超えており、児童養護施設からは4割弱である。

※統計データ編[表-14]参照

- 平成22年度に行った『東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書』において、「中途退学した」と答えた方40人に聞いたところ、「中途退学をした」理由は、「アルバイト等との両立ができなかつた」(45.2%)、「心身のストレス、病気」(35.7%)となっている。

2 東京都が直面している課題

(1) 生活環境の保障

- 都の要保護児童数は、平成15年度の3,601人に対して平成24年度には3,958人と350人以上増えており、こうした子どもたちの生活の場の保障が重要である。
- 要保護児童の中には、地域とのつながりを維持しながら支援することが必要な場合もあるが、都内の約半数の区市町村には児童養護施設等が設置されていないため、こうした子どもを養育する環境が不足している。
- また、現在の児童養護施設の本園は、グループホームの後方支援機能を担っているが、人員体制上の限界もあり、本園から遠い地域ではグループホームの設置が進みにくい。



※黒塗りの区市以外には児童養護施設が無い

³ 大学等進学率は19.8%（65.2%）。専修学校等進学率は17.7%（19.7%）
() はいずれも東京都全体の割合

- 子どもの健やかな成長のためには、特定の大人との愛着関係に基づく養育が必要不可欠であることから家庭的養護を推進する必要があるが、里親制度⁴については認知度が低いことや、被虐待児童など支援の難しい子どもの中途養育に係る負担感が大きいことなどから、養育家庭の登録数や委託児童数は伸び悩んでいる。
- また、ファミリーホームは、多くの子どもの養育を同時にを行うため、養育家庭移行型の制度を伸ばしていくことに限界があり、今後は、法人型のファミリーホームを推進していく視点も重要となるが、事務費の現員払いといった現行の仕組みや、養育者となる人材の不足などが、法人の参入や事業の安定運営の妨げとなっている。

(2) 施設の機能・養育者の質の向上

- 被虐待や情緒的問題、精神・発達的問題など様々な課題を抱える子どもが増加しており、一人ひとりの状況に合わせた個別的・専門的なケアを提供するため、施設等の養育の質及び専門性の更なる向上が必要である。
- 平成20年度の児童福祉審議会の提言を受け、都では、「児童養護施設等人材育成支援事業」により施設職員等に対する研修プログラムを施設に提供し、研修内容の標準化を図るとともに、施設自らの研修能力を高め、人材を養成できるよう支援をしてきた。更なる専門性の向上のために、人材育成に向けた施設への一層の支援が必要である。

⁴ 里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難になった子どもに、家庭環境の下での養育を提供する制度 里親は4つの種類に分類される。
①養育家庭：要保護児童を養子縁組を目的としないで、一定期間養育をする里親として、知事の認定を受けた家庭
②専門養育家庭：要保護児童のうち、一定の専門的ケアを必要とする子どもを、養子縁組を目的としないで一定期間養育する専門性を備えた里親として、知事の認定を受けた家庭
③親族里親：要保護児童の扶養義務者及びその配偶者であり、一定要件を満たす子どもを養育する里親として、知事の認定を受けた家庭
④養子縁組里親：要保護児童を、養子縁組を目的として養育する里親として、知事の認定を受けた家庭

- 今後、施設の地域化・養育単位の小規模化の推進や、それに伴う職員の配置基準の充実が予定されており、新たな職員の確保が必要となることが予想されるが、人材確保については、就労を希望する人が少ないなど各施設とも苦慮している。
- また、子どもたちとの信頼関係を築くためにも、職員が長く勤められる環境を整えることが重要となる。

(3) 家庭復帰・家族再統合支援

- 家庭復帰や家族再統合に当たり、虐待の再発を防止したり、親子での安定的な生活を継続するためには、児童相談所や施設が行う親への直接的・間接的な支援の更なる充実が必要である。
- 区市町村の子育て支援サービスを活用することが有効であるが、取組状況は区市町村ごとに異なっており、活用すべきサービス資源の整備状況が不十分な区市町村によっては、家庭復帰後の支援が効果的に行われていない状況が見られる。

(4) 自立支援

- 社会的養護で育った子どもは、一般家庭で育った子どもと比べて、経済的に不利な面が多く、また、学力不足等から自らが希望する進路に進めない場合がある。
- また、退所後も親族等によるサポートが期待できないため、学業と自活を両立させることが難しく、中途退学につながったり、施設等退所後には就労した子どもの40%以上が、1年以内に離職をしているなど、安定した生活を継続することが困難な実態がある。

| ～6か月未満 | 6か月～1年未満 | 1～3年未満 | 3年以上 |
|--------|----------|--------|--------|
| 22. 1% | 18. 5% | 29. 6% | 29. 8% |

※退所後に就いた仕事の継続期間 (児童養護施設等退所者調査結果より)

(5) 一時保護（一時保護委託）

- 子どもの受け入れに24時間対応し、子どもの心理的・肉体的状況を早期に把握しなければいけないという一時保護所の特性を踏まえて、子どもの支援内容及び職員の支援力の向上が不可欠となっている。
- 子どもの安全と安心を守るために、夜間・休日を問わずに速やかに一時保護（委託）をすることが必要であるが、同時に子どもの健康状況等が不明のまま受け入れなければならないリスクも抱えている。
- 要支援家庭への対応は、先ずは、身近な地域での子育て支援サービスにおける支援が重要であるが、こうした社会資源に結び付けられないケースが、一時保護（委託）となる場合もある。

第2章 児童養護施設の養育機能強化の取組の検証結果

(平成20年度の児童福祉審議会の提言検証)

都は、虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子どもたちが、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう専門機能強化型児童養護施設の充実・拡大を図るとともに、小規模グループケア等の設置拡大などの家庭的養護を推進してきた。

今回、こうした取組状況も踏まえ、児童養護施設の施設長、ケア職員、専門職員にアンケート調査を行い、これまでの取組の効果を検証した。

1 小規模グループケア及びグループホーム

(1) 現状

- 小集団による個別支援が望ましい子どもに対して本園施設から独立した地域社会で民間住宅等を活用し、より家庭的な環境の中で養育を実施することにより社会的自立の促進を支援することを目的に、昭和60年4月から実施している。
- これまで、借家に対する家賃助成やグループホームの職員への助言・指導等を行う支援員の配置など、設置促進の取組をしてきたが、ここ数年は、新規のグループホーム開設が少なくなってきた。平成25年度末現在、対象施設59施設中10施設が未設置で、全体の約17%となっている。

(2) 課題

- 職員一人での勤務が多いため、子どもの問題行動や不穏な状態への対応が困難(98%)、緊急時や学校行事等の対応が困難(82%)と子どもを支援する上での課題を有している。
- また、現行の職員体制では、OJT⁵など組織的な人材育成や外部研修を受

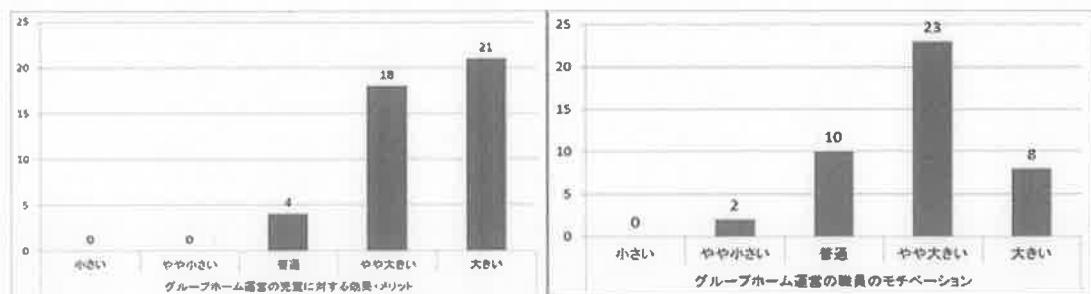
⁵ (on-the-job training) 管理監督者の責任のもと、職場での実務を通じて行う教育訓練人材育成

講するための勤務調整が難しい。また、グループホーム内の出来事が周囲に伝わりにくく、子どもとの関わりが閉鎖的あるいは独善的になる危険性がある。

- 人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわることでやりがいもある反面、生活全般の支援、家事業務や地域対応など多様な役割を一人で担うため、5割を超える職員が、「疲弊感」「孤独感」を抱えながら仕事をしている。

(3) 効果検証

- 小規模な単位での支援を行ったことにより、子どもの生活が落ち着いた等、子どもへの効果があると回答した施設は、対象施設 43 施設中 39 施設で 91% となっている。
- 子ども一人ひとりにきめ細やかなケアができるといった、職員のモチベーションが大きいと回答した施設は、対象施設 43 施設中 31 施設で 72% となっている。



- そのほか、食に関する知識を醸成できる、地域とのかかわりを持って生活できるようになった、個別に自立を意識した見守りができるなど、退所後の自立生活を意識した支援にもつながっている。

2 専門機能強化型児童養護施設⁶

(1) 現状

- 被虐待児童など、治療的・専門的ケアが必要な子どもへ適切な支援を行い、子どもの社会的自立の促進を図ることを目的に、民間児童養護施設において平成19年度より実施している。
- 当初は、高度かつ専門性を持つ基幹的施設と位置づけ、事業開始時は2施設での実施であったが、平成21年度からは小児精神医療的ケアが必要な子どもに対する適切な支援体制の強化のため、実施規模を大幅に拡大し、対象施設53施設中39施設(74%)で実施している(平成25年度)。

(2) 課題

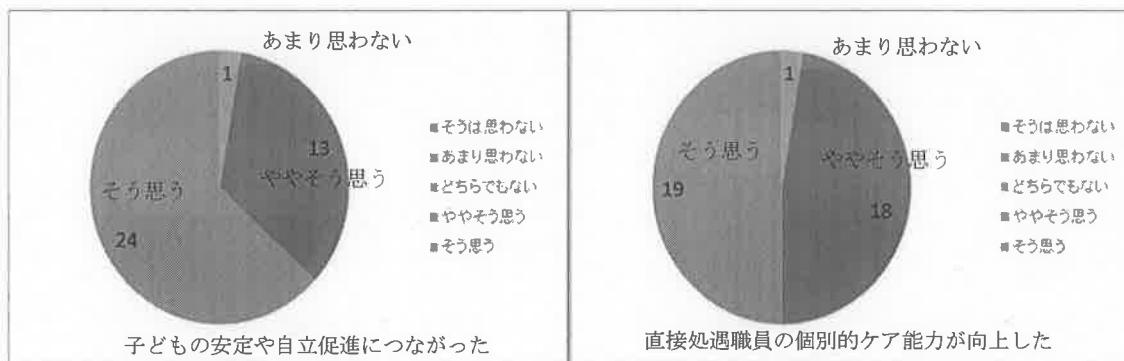
- 専門機能強化型児童養護施設の事業開始及び継続に際して、社会的養護に理解のある非常勤医師の確保が難しい状況である。
- 専門機能強化型児童養護施設の非常勤医師や治療指導担当職員による専門的ケアを効果的に行うためには、支援を担当する職員との連携や情報共有を一層進める必要がある。
- 専門的ケアの質を向上させるためには、専門機能強化型児童養護施設全体での取組状況や効果的な実施内容を把握、各施設で情報共有する仕組みが必要である。

(3) 効果検証

- 治療的・専門的ケアを行うことで、施設内での子どもの安定や自立促進につながったと回答した施設は、対象施設38施設中37施設で97%となっている。

⁶ 専門機能強化型児童養護施設では、通常の児童養護施設の職員配置に加え、治療的・専門的ケアが必要な子どもに対して手厚い支援体制を整備している。非常勤医師(小児科精神・児童精神科、小児科等の医師で子どもの心のケア等について施設職員を指導できるもの)、治療指導担当職員(臨床心理士等、必要により行動療法士、作業療法士、言語療法士等を加えることも可能)を配置

- ケア技術等の助言・指導等により直接処遇職員の個別的ケア能力が向上したと回答した施設は、対象施設 38 施設中 37 施設で 97% となっている。



- 非常勤医師や治療指導担当職員を配置したことにより、日々の支援の中で専門家の視点や見立てを踏まえた支援ができるなど、子どもに対するケアへの効果は大きいと答えた施設は 9 割を超えており。
 - ・非常勤医師配置の効果 38 施設 100%
 - ・治療指導担当職員配置の効果 35 施設 92%
- 支援の難しい子どもが増加している状況の中で、専門機能強化型児童養護施設では、子どもの安定や直接処遇職員の個別的ケア能力向上につながるなど、子ども、職員に対する効果は大きい。

第3章 東京都における社会的養護のあり方（提言）

1 支援の必要な子どもの生活環境の保障

特定の大人との愛着関係の下で養育することができる家庭養護を一層推進するとともに、施設養護についても、できる限り家庭的な養育環境の形態（小規模グループケア、グループホーム）に変更していく必要がある。

施設と養育家庭の二者択一ではなく、施設と養育家庭の連携強化により一人ひとりに対応した養護を推進していく。

施設を地域の社会的養護の拠点として位置づけ、家族支援、地域支援の充実を図っていくことが必要である。

【提言1】

大都市東京における新たな生活の場の確保

（必要な供給量の確保）

- 児童相談所における虐待相談対応件数は増加傾向にあり、平成24年度の相談対応件数は5年前と比較しても4割以上増加しているなど、引き続き社会的養護の需要が高いことから、東京の社会的養護のニーズを受け入れるための供給量を確保することが重要である。
- 将来にわたる社会的養護の生活の場としては、国が『社会的養護の課題と将来像』に示したように「家庭養護」⁷「家庭的養護」⁸「施設養護」の構成比を将来的にはそれぞれ1／3とすることが望ましいが、まずは必要な供給量の確保と、施設の小規模化に向けた整備に取り組むことが重要である。

社会的養護の需要・供給量等については、当専門部会においても議論した

⁷ 家庭養護：子どもを養育者の家庭に迎え入れて行う養育（里親・ファミリーホーム）

⁸ 家庭的養護：施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取組み（小規模グループケア、グループホーム）

ところであり、必要な供給量を確保し、都の社会的養護ニーズに適切に応えることが出来るよう、「都道府県推進計画」に反映させる必要がある。

(施設におけるグループホーム、養育家庭等への支援)

- 施設は地域の社会的養護の資源として、要保護児童に対する養育支援や施設退所後のアフターケアのほか、グループホームへの後方支援や里親支援などの機能を有している。
- 施設不在地域においては、施設が果たす役割を担う拠点が必要であるが、施設不在地域に施設を新規設置することは難しく、新しい形態の拠点が求められる。
- 例えば、グループホームやファミリーホームを支援するため、支援員を配置した拠点（事務所）を施設不在地域に設置し、本園と連携しながら複数のグループホーム等を支援する「児童養護施設のサテライト型」の設置が望まれる。
- また、この拠点に付加すべき機能として、退所児童の支援や地域の子育て支援などについても検討すべきである。

【提言 2】

関係機関との連携強化による家庭養護の実現

(養育家庭等への委託促進)

- 特定の大人との愛着関係の下で養育することができる家庭養護を一層推進するために、里親委託等推進委員会の活性化などを通じて、児童相談所、施設、民間の団体、養育家庭等との連携を更に強化すべきである。
- 特に乳幼児期の養育家庭等への委託については、親権者からの承諾が難し

いケースがあることから、乳児院と養育家庭等による一体的な支援により、親権者の理解を深め、委託につなげるような仕組みづくりを検討する必要がある。

- また、養育家庭等に委託した子どもが健やかに成長し自立したという実績は、更なる委託への大きな動機になることから、養育家庭等への委託や支援を行う児童相談所の職員や施設の職員を対象に、里親制度や委託のメリットについて理解を深める研修等を強化する必要がある。
- さらに、子ども本人が、施設や養育家庭など自分に適した生活スタイルを選択できるようにするため、養育家庭についても「子どもの権利ノート」⁹の説明と同様に、支援者側から説明をする機会を設けることが必要である。

(里親（子）支援の強化)

- 都では、平成 20 年度より民間の団体（里親支援機関事業）と協働の下、里親委託等推進員による家庭訪問やカウンセリングなどの養育家庭等の支援を開始し、平成 24 年度にはすべての児童相談所で事業を展開し、支援の強化を進めている。

また、平成 24 年度より施設に里親支援専門相談員¹⁰を配置するなど、支援体制の充実を図っている。

- 里親支援機関事業の里親委託等推進員は、臨床心理士等の資格を有することから養育家庭等に対する相談支援により特化し、里親支援専門相談員は、施設機能や地域に対する強みを生かし、子どもの自立支援や養子縁組成立後の親子支援などの役割を担うことが求められる。
- 今後は、養育家庭等への支援の効果検証や、養育家庭等への委託継続が困

⁹ 東京都では、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームに入所している子どもと、ファミリーホーム、里親に委託されている小学生以上の子どもに対して、「児童の権利に関する条約」の考えを基本とした生活上の諸権利等を記載した「子どもの権利ノート」を配布している。

¹⁰ 子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の施設職員。平成 26 年度で、乳児院 9 施設、児童養護施設 22 施設に各 1 名配置している。

難となったケースの検証などを通じて、更なる支援策の充実を検討すべきである。

(養育家庭登録数の増)

- 養育家庭等への委託を進めるための一つの方策として、子どもを委託する養育家庭の数を増やすことが必要であるため、従来の児童相談所や里親支援機関事業者、子供家庭支援センターを中心とした周知活動に加え、施設の里親支援専門相談員の活用など、地域により密着した周知活動ができるよう、施設等と協働していくことが求められる。
- 養育家庭とフレンドホーム¹¹は、制度の目的は違うが、社会的養護を必要とする子どもを家庭に迎え入れる点については共通である。

現在のフレンドホーム制度は、養育家庭への委託を前提としていないが、施設に入所している子どもが、養育家庭を知る機会として、未委託家庭でフレンドホーム交流として短期間の家庭生活を体験することや、フレンドホーム交流など、短期間の養育経験を経て養育家庭になることができるような新たな仕組みづくりなどを検討すべきである。

(ファミリーホームの設置促進)

- 家庭養護の推進を図るために、ファミリーホームの設置を強く進めいく必要がある。

そのためには、今後、設置を期待する法人型のファミリーホームについて、安定的な運営ができるよう、支援策を充実する必要がある。また、養育家庭からファミリーホームへの円滑な移行が図られるよう、現在定めている要件の緩和を検討すべきである。

- 都は、法人型のファミリーホームの開設促進や安定した事業運営に向か、引き続き国に働きかけを行っていくべきである。

¹¹ 児童養護施設又は乳児院に入所している子どもを、数日間家庭において受け入れ、家庭での生活を体験させる制度である。

【提言 3】

生活単位の小規模化の推進

- できる限り家庭的な養育環境で子どもを養育していくため、改築を予定している施設に対して、本体施設における小規模グループケアの整備を促進し、生活単位を小規模化するよう働きかけていくことは重要である。
- 児童養護施設における小規模グループケアの整備に当たっては、今後の子どもの入所動向に応じ、施設からの退所を予定している子どもの自立支援のためのスペースなどにも転用できるよう考慮する必要がある。
- また、小規模化に当たっては、これを担う人材の確保・育成が不可欠であり、複数の職員が勤務できる体制が重要であることから、実施施設に対する職員の加算や、専門職による助言・指導ができる体制を整備することが必要である。
- なお、乳児院では、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）¹²による虐待の疑いで入所する子どもや病虚弱児など医療や療育上のケアが必要な子どもも多いことから、一律に施設の養育単位を小規模化するだけでなく、複数の職員で対応ができ、十分な支援を提供できるようスケールメリットを活かした支援体制も検討すべきである。
- グループホームでの生活は、家庭的な養育環境の確保という観点と同時に、退所後に地域で自立した生活を送る上で貴重な経験になる。こうしたことから、すべての児童養護施設でグループホームを設置することが望まれる。

¹² (Shaken Baby Syndrome) 乳児の頭が強く揺さぶられることにより、頭蓋内損傷を発生し、硬膜下出血や網膜出血をきたし、被害を受けた子どもは、死亡あるいは重度の後遺症を残すことが多い。

- 家庭的養護を一層推進するため、グループホームにおいても子ども一人ひとりの特性に応じた個別的支援が強化できるよう職員体制の充実を図ること。

(平成 25 年 9 月 30 日付児童福祉審議会緊急提言)

- 都では小規模グループケアやグループホームの設置については、多くの施設で整備済みとなっている。こうした取り組みをさらに推進していくために、原則一施設 2 か所までの設置となっている国の要件について、地域の実情に応じて緩和をするよう引き続き国に働きかけていくことも必要である。

2 子どもたちへの適切な支援を実施するための施設・養育者の質の向上

- ・子どもが、適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格の形成、心の傷を癒して回復していくよう、専門的な知識や技術を有する養育者によるケアや養育が必要である。
- ・養育者は、子どもの心身の成長や治癒に関する様々な理論や技法を習得し、安全で安心した環境の中で愛着形成を行い、心身及び社会性の適切な発達を促すことが必要である。
- ・措置制度のため施設等を選択することができないので、施設や委託先によって養育に大きな差が生じないよう、養育者の更なる質の向上が重要である。

【提言 1】

専門的な支援の充実

- 医療や療育上のケアが必要な子どもや虐待を起因とする支援の難しい子どもが増えていることから、すべての乳児院・児童養護施設において、精神科医や治療指導職員（臨床心理士など）を配置し、専門的な養育機能を持つことが求められる。
- 特に乳児院については、虐待を理由とする入所が増加している一方で、その多くが家庭に戻っていることから、虐待の再発防止等の観点から保護者に対する育児相談・支援体制の確立、退所後の親子に対する継続的な養育支援を行うことが重要である。
- 医師、治療指導職員、直接処遇職員などが総合力を発揮して子どもを支援するためには、相互が共通認識を持つことが大切であり、施設長には、こうした様々な職種間の連携強化が図れるよう、リーダーシップとマネジメントの役割が期待される。

- また、専門的な養育機能の効果を施設で十分に發揮できるよう、都は、施設における治療的・専門的ケアの実施状況等について効果検証を行い、施設間での情報共有を図ることが必要である。

【提言 2】

人材育成と定着支援の強化

- 施設における人材育成は一義的には法人・施設の役割であることから、職員の質の向上に向けた法人・施設の自主的な取組や体制の確立が重要である。
- 措置制度においては、施設に入所する子どもは自ら施設を選択することができないことから、入所した施設によって養育に大きな差が生じないよう、職員全体の養育力を確保することが重要である。
- 養育家庭・ファミリーホームについても施設養護と同様に、それぞれの家庭の特徴を活かしながらも、家庭によって養育に大きな差が生じないようにする必要がある。

(施設職員の資質の向上)

- 法人・施設は、職員の育成方針を定め、体系的な育成を図るため、人材育成に関する総合的な計画を策定することが求められる。
- その上で、職員が知識・技術を計画的に習得できるよう、新任職員、中堅職員、施設長などに経験や職責に応じた課題別研修などを実施すべきである。
- 施設職員の支援力の向上を図るとともに、一人ひとりが受講した研修等の効果を最大限発揮できるよう、自身の研修の履歴を管理し、またその研修履歴を施設長等が確認し、知識・技術等の習得状況を評価しながらアドバイスをする、いわゆる「ポートフォリオ評価」の活用も検討する必要がある。

- 都は、法人・施設が、積極的にこうした人材育成等に取り組むように具体的な仕組みを検討すべきである。

(養育家庭等の資質向上)

- 養育家庭等の研修については、体系化されているものの、養育力の向上につながる「課題別研修」については、受講率が低調である。特に子どもを委託している養育家庭等に対しては、2年の登録期間中に受講してもらうべき研修を指定・推奨するなど、養育家庭等が自ら学びを深め積極的にスキルアップをするように促す支援を行う必要がある。
- また、必修化されている一部の研修については、実際の支援力の向上につながる実践的な内容となるように見直す必要がある。

(人材確保の取組)

- 施設職員の人材確保においては、「人材確保・定着支援事業」¹³等も活用しながら、将来施設で働きたいと思えるような実習カリキュラムの作成等を行い、新卒者等の受け入れに積極的に取り組むべきである。
- また、実習先の教育機関との関係強化を図り、児童養護施設等への就職を希望する学生の実習を積極的に受け入れるとともに、「児童養護施設等の職員人材確保事業」¹⁴を活用して、受け入れた実習生に対して個別的で丁寧な指導ができるよう施設の担当職員を配置したり、就職を促進するために実習を受けた学生等を採用前に雇い上げる等の対応を図ることが必要である。
- 国は、『社会的養護の課題と将来像』で直接処遇職員の基本配置の引き上げを予定している（一部、平成24年度に実施）。
これまで都においては、国の基準を上回る人員配置により、高い水準で養育を行ってきたが、今後予定されている人員配置の改正では、従来の都の配

¹³ 中小企業を支援する機関が大学等と連携して、中小企業と新卒者等のマッチング、人材育成・定着までを一体的に実施する取組み

¹⁴ 児童養護施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図る事業

置基準を上回ることから、新たな配置による効果を見定めた上で、改めて都としての対応を検討すべきである。

(人材定着の取組)

- 人材の定着に当たっては、施設の中で育成システム等の機能を備えていることが、離職防止を図る上で重要である。また、自己の実践実例の報告などにより、自らの仕事を振り返る機会や自己の価値観を高める機会を設けることなども、離職防止の有効な取組である。
- やりがいを感じる働きやすい職場をつくるためには、ハラスメントの防止や職員のメンタルヘルスケアなど様々な取組が必要である。また、支援を行う職員等が、医師などの専門職との連携を強化することは、自分ひとりで抱えていた支援方法等に関する悩みを解決することにもつながり、結果として、バーンアウトの防止にも有効である。
- また、仕事への意欲を高め人材確保や定着につながる職員の待遇向上やワーク・ライフ・バランスへの取組を推進していくことも重要である。

3 家族再統合に向けた関係機関との連携した取り組み

- ・早期の家庭復帰のためには、親子関係の再構築支援など、家庭環境の調整が必要である。
- ・家庭復帰の計画作成においては、社会的養護に至ったプロセスを子どもの心の中で受容できるよう、支援していくことが重要である。
- ・虐待の再発防止の観点からも、家庭復帰後の地域における支援が重要であり、区市町村の子育て支援サービスの充実が求められる。

【提言1】

家族の再統合に向けた支援

- 家族再統合を考えるに当たっては、施設等から保護者等の家庭に戻る家庭復帰支援、家庭には戻れない子どもを家庭養護で受け入れる支援、その際に家族との分離から現在に至るまでのプロセスを子ども自身が心の中での整理と理解ができるようにする支援、という3つの視点で捉える必要がある。

(家庭復帰)

- 家庭復帰に当たっては、親に対する支援が大きな課題であり、虐待した親が自己の振り返り等を行う児童相談所による親支援プログラムの一層の活用や、関係者が連携して親支援を行うための児童相談所の体制強化が求められる。
- 子どもが入所している施設における親子宿泊による支援は、職員が親子の生活を見守りながら親子関係等の課題を整理し、それに基づき支援ができることから効果が期待される。
また、施設において、子どもの入所時から退所後のアフターケアまで、保護者への切れ目のない支援体制を強化することも必要である。

- さらに、家庭復帰後に安心して地域で相談支援が受けられるよう、現在の関係機関との連絡会議¹⁵に加え、親も含めた地域関係者との連絡会議のあり方も検討すべきである。

(家庭養護での受け入れ)

- 長期に家庭復帰が見込めない子どもについては、各年度の自立支援計画や家庭復帰支援プログラムの作成・見直し時などに、養育家庭など家庭養護での対応も含め、今後の養育のあり方について検討する必要がある。

(社会的養護に至ったプロセスの受容)

- 自立支援計画の作成において、子どもの年齢等に応じて子ども自身の意見を聞き、その意見も反映させながら家庭復帰の計画を作成していくことが必要である。

その過程の中で、生い立ちや施設等に入所した理由の整理、現在の自分自身の状況等について十分理解できるような支援が必要である。

【提言 2】

母子生活支援施設の機能強化

- 母子生活支援施設は、母と子どもが支援を受けながら、母子関係の調整や再統合を目指しながら生活でき、退所後も継続した支援を受けることができるところから、安定した地域生活を実現するための重要な役割を担っている。

- 母子生活支援施設は、虐待により支援を要する母子や虐待リスクを抱える母子に対して、親子分離せずに生活に根付いた直接的な支援ができる機能を有しており、区市町村は更なる活用を検討する必要がある。

また、区市町村は、一時的な利用である母子緊急一時保護事業¹⁶や母子一体

¹⁵ 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議

¹⁶ 夫等の暴力から避難し、緊急に保護を要する母子及び女性を適切な施設に入所させることができない場合において、一時的に都内の母子生活支援施設に入所させ、必要な保護、相談、援助等を行う事業

型ショートケア¹⁷といったサービスを充実させ、活用していくことも重要である。

- さらに、児童相談所は、施設等に入所した子どもの家庭復帰を考える際に、区市町村との連携のもと、母子関係の調整や再統合を目指しながら生活できる母子生活支援施設を活用することを積極的に検討する必要がある。
- 「要保護児童対策地域協議会」¹⁸は、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、重要な役割を担っているものの、母子生活支援施設を構成機関としていない区市町村もある。

母子生活支援施設は、「虐待を受けた子どもへのケア」「精神的課題や障害を持つ母の子どもの養育支援」などの機能を有していることから、「要保護児童対策地域協議会」の構成機関となって連携を進めていくことが重要である。

¹⁷ 母子生活支援施設において、見守りが必要な要支援家庭の親子を、母子ともにショートステイさせて、生活支援を行う事業

¹⁸ 虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童若しくは、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行う。

4 施設等退所後の継続した自立生活に対する支援

- ・自立支援については、入所(委託)中から退所後に至るまで、切れ目のない総合的な支援を行うことが重要である。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちが、他の子どもたちと同じように社会への公平なスタートが切れるよう進学や就労に向けた支援を強化するとともに、自立した社会人として、地域で継続した生活ができるよう支援していくことが重要である。
- ・施設等は、いつでも相談できるという、実家の機能を果たすことが重要である。

【提言1】

自立した生活を継続的に送るための支援

- 児童養護施設や養育家庭等においては、子ども本人の興味関心に応じた進路を選択し、円滑に社会に巣立つことができるよう、進学のための学習支援や就労支援の充実とともに、社会的スキルの獲得のための支援が求められている。
- すべての児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、入所児童の自立に向けた支援や退所後の子どもの状況把握に努めるとともに、施設退所後の相談支援を、切れ目なく、手厚く行えるよう取組を一層充実すべきである。
- 施設等は生活の場であるとともに、退所後に心の拠り所となる場でもあることから、特に施設は、自立のための生活支援の機能の整備に努めるとともに、都は、こうした取組に対して支援を検討する必要がある。

- また、虐待などを経験した子どもたちは、心に深い傷を負っていることから、自身の心の状態を整理することが重要であり、このことにより、自己肯定感を育み、円滑な人間関係を構築することができる。

自立後に安定した生活を継続していくためにも、施設等入所中に「なぜ親と一緒に生活できないのか」、「なぜ自分が施設等に入所したのか」など、子どもが自分自身の生き立ちや施設等に入所した理由などについて十分理解できるような支援が必要である。

- 都は、進学や就職した後に生活が不安定である子どもや、障害や疾病等により進学や就職が決まらない子どもなど、継続的な養育が必要な場合については、その状況に応じて、施設等と連携しながら、措置延長も視野に入れ実施するよう配慮すべきである。

【提言 2】

自立援助ホームの一層の機能強化

- 自立援助ホームは、児童養護施設等を退所した子ども等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う施設である。
- 都は、平成 25 年度からのモデル事業として、自立援助ホームに入居者の自立支援計画の策定や就職先の開拓などの就労支援・就労定着を専門に行うジョブ・トレーナーを 6 ホームに配置している。
- 今後、このモデル事業を通じて効果的な支援の在り方等を検証し、自立援助ホームの機能強化等に結び付けていくべきである。
- また、被虐待体験や発達障害など様々な背景や特性を抱えた子ども等も多いことから、きめ細やかで個別的な支援を行えるよう、ケースワーク力やカウンセリング力の向上を図るなど、職員の専門性を高めていく必要がある。

5 社会的養護が必要な子どもの適切な一時保護

- ・一時保護所は、緊急保護や行動観察などの機能を有しており、こうした機能が十分に発揮されることが求められる。また、入所中は子どもの行動を制限することから、環境、支援方法等について十分留意する必要がある。
- ・一時保護（委託）をする場合には、子どもの健康に影響が出ないようにアレルギーなどの医療情報等、関係機関での情報の共有が重要である。
- ・地域の中で、子どもを守り、保護者を支えられるよう、各区市町村が地域の実情に応じた子育て支援サービスを展開していくことが重要である。

【提言 1】

一時保護所（委託）における支援の強化

(一時保護・一時保護委託)

- 都ではこれまでも、一時保護所の定員を計画的に増やしてきたが、虐待を要因とする一時保護入所児童数の増加により、一時保護所の入所率は常に高い状態にある。現在の状況を鑑みて、一時保護（委託）先の確保など、更なる対策を検討する必要がある。
- また、緊急での一時保護の場合には、特にアレルギーや疾患等に係る情報が不足している。食物アレルギーに関する情報不足は、時に「アナフィラキシーショック」を引き起こして生命に係わることもある。児童相談所は、可能な限り早急に、医療機関や保健所・保健センター等から医療情報等の収集を行うとともに、一時保護委託を行った施設等への情報提供についても徹底する必要がある。
- ケースによっては、医療情報等を収集することが難しい場合もあることか

ら、あらかじめ医療機関等との連携方法等についても検討をしておく必要がある。

(施設等不適応)

- 施設等に入所している子どもについて、行動観察が必要である場合や、短期間の心理療法や生活指導が有効と判断される場合であって施設等において対応が困難である場合などについては、施設等と協議の上、速やかに一時保護することが重要である。
- 同時に、施設の医師等との連携により、子どもの心理状態等の早期把握や、治療指導課事業の早期活用を図り、一時保護を要するような施設等不適応を未然に防止する取組を進めることも重要である。

(外部評価)

- 児童養護施設等については、措置制度であることや被虐待児等が増加していることなどから、施設運営の質の向上を図るため、第三者評価の実施が義務付けられているが、一時保護所は、児童相談所に付設された施設であるため対象となっていない。
- 一時保護所は、虐待を受けた子どもたち等の安全を確保する場所であり、これまでの生活に鑑みて規則正しい生活が重要であるが、一方で子どもの意向の尊重など、生活の質の向上も求められる。
- こうしたことから、一時保護中の子どもの権利擁護と施設運営の質の向上を図るために、外部評価の導入を検討すべきである。
- 外部評価を導入するにあたっては、子どもの意見をどのように取り入れるかについて、整理をする必要がある。

【提言2】

地域の子育て支援の充実

- 社会的養護による対応が必ずしも必要ない子どもが一時保護に結び付けられている実態もあるため、区市町村では、ショートステイ やトワイライトステイ などの子育て支援サービスの充実を図ることが重要である。
- 各区市町村は、支援が必要な家庭を確実に把握した上で、児童相談所や児童養護施設、母子生活支援施設などの社会的養護機能を担う施設と連携しながら、虐待の未然防止も視野に入れた子育て支援サービスに適切に結び付けていくべきである。

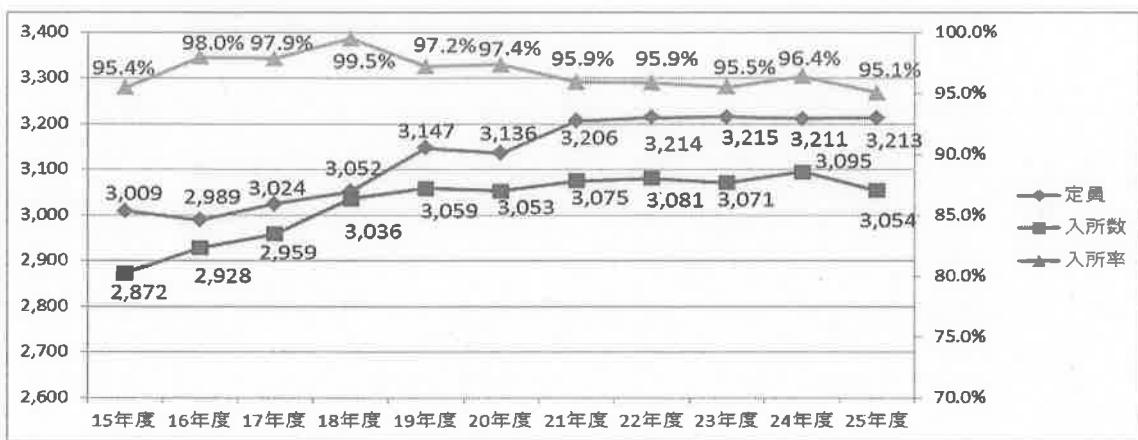
おわりに

- 本審議会では、『社会的養護』をテーマとして審議を行い、社会的養護の下で育つ子どもたちが、切れ目のない支援のもと、自分の可能性を信じ、未来を切り拓いていけるよう提言を行った。
- この中には、子どもたちへの支援を行う養育者の質の向上も併せて提言を行っている。これは、平成20年度にも提言を行ったが、社会的養護の下で育つ子どもたちの増加、状況の変化に伴い、更なる充実のために行うものである。
- また、地域におけるショートステイや一時保護委託先を整備し、重篤なケースでなければ、通学しながら親子関係を修復する等の支援が重要である。区市町村は、そのための環境整備に取り組むべきである。
- なお、今回の部会で家庭養護の推進について議論をしてきたが、新たな東京の里親支援の仕組み（養子縁組里親を含む）をどういう形で進めるのかということは、関係者等のヒアリングをしながら、都として引き続き検討することを提案した。都の、具体的な取り組みを要望する。
- 国は、平成23年7月に『社会的養護の課題と将来像』をとりまとめた。今後、現状の人員配置では虐待を受けた子ども等に必要なケアを提供するには、不十分であるとして、直接職員の基本配置の引き上げが予定されている。さらに、いわゆる「貧困の連鎖」によって子どもたちの将来が閉ざされることがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱が示された。
- 今回の答申が、東京都の子供・子育て支援事業支援計画や家庭的養護推進計画に反映され、国の動向と相俟って社会的養護の下で育つ子どもたちの成育環境が一層充実されることを望む。

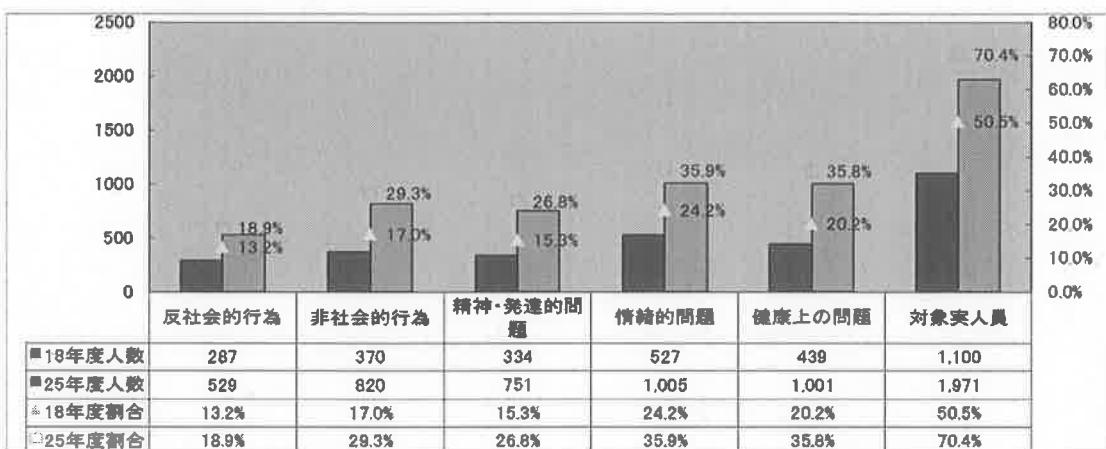
參 考 資 料

統計データ

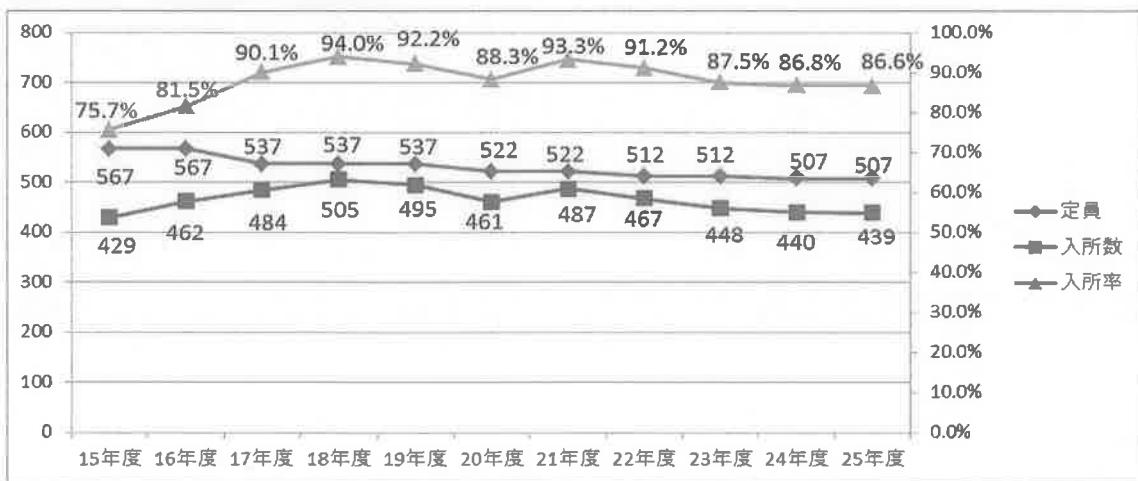
[表-1] 児童養護施設の入所状況



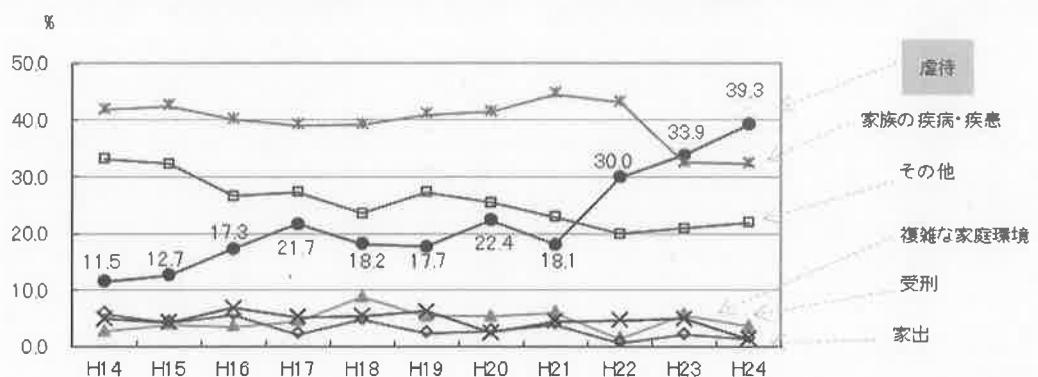
[表-2] 児童養護施設入所児童の状況



[表-3] 乳児院の入所状況

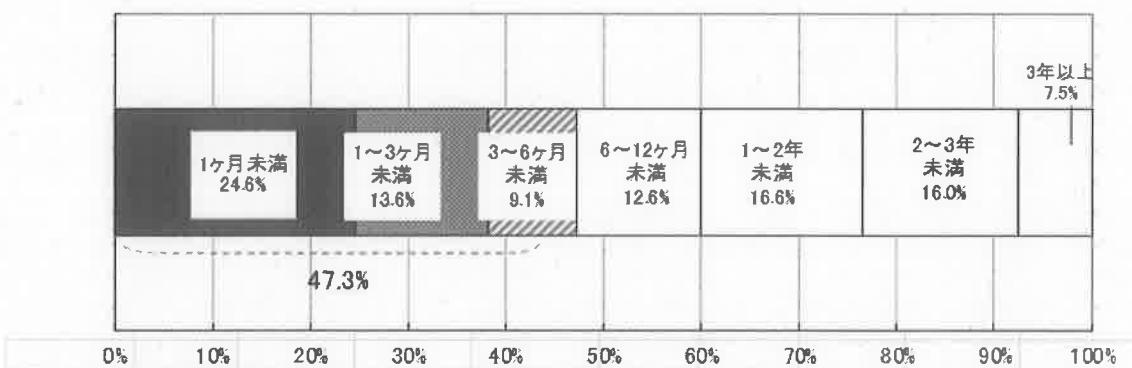


[表－4] 乳児院新規入所児童の入所理由(東京都社会福祉協議会乳児部会年報)



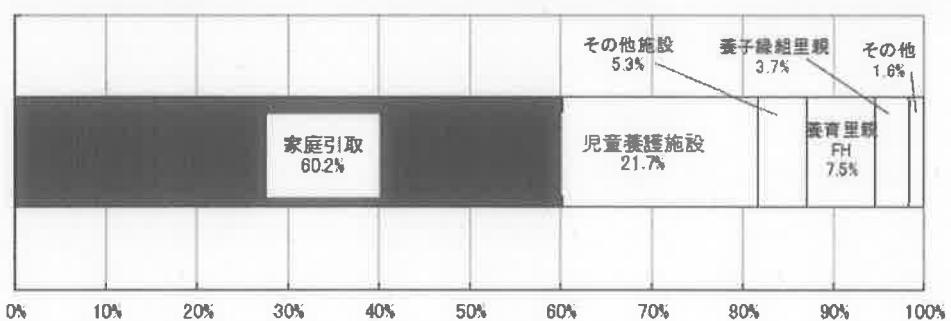
[表－5] 在院期間別退所状況(24年度措置と一時保護の合計)

(東京都社会福祉協議会乳児部会年報)



[表－6] 乳児院退所理由(24年度措置と一時保護の合計)

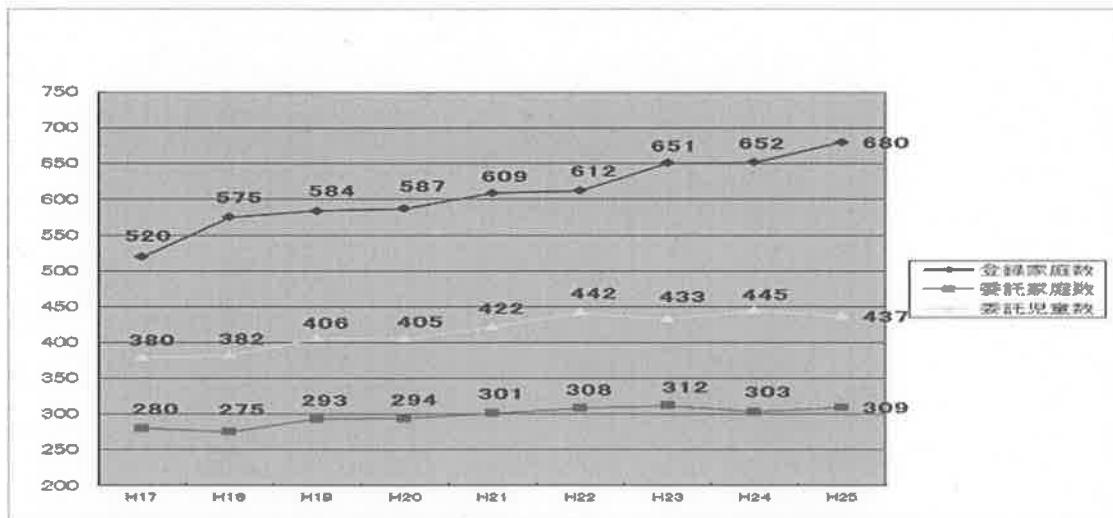
(東京都社会福祉協議会乳児部会年報)



[表-7] 家庭的養護の割合

| | 社会的養護の下で育つ子どもの総数 | 養育家庭等・ファミリーホーム | | グループホーム | | 家庭的養護の割合 |
|--------|------------------|----------------|-------|---------|-------|----------|
| | | 委託児童数 | 割合 | 定員(人) | 割合 | |
| 平成18年度 | 3,923 | 382 | 9.7% | 456 | 11.6% | 21.4% |
| 平成19年度 | 3,960 | 406 | 10.3% | 574 | 14.5% | 24.7% |
| 平成20年度 | 3,917 | 405 | 10.3% | 610 | 15.6% | 25.9% |
| 平成21年度 | 3,983 | 422 | 10.6% | 700 | 17.6% | 28.2% |
| 平成22年度 | 3,990 | 442 | 11.1% | 724 | 18.1% | 29.2% |
| 平成23年度 | 3,952 | 433 | 11.0% | 754 | 19.1% | 30.0% |
| 平成24年度 | 3,980 | 445 | 11.2% | 778 | 19.5% | 30.7% |
| 平成25年度 | 3,927 | 437 | 11.1% | 790 | 20.1% | 31.2% |

[表-8] 養育家庭等・ファミリーホーム委託の状況



[表-9] 自立援助ホーム 入居児童の入居経路(平成24年度)

| | 児童福祉施設等 | 家庭から | その他 | 計 |
|---------|---------|-------|-------|--------|
| 入居経路(人) | 31 | 62 | 22 | 115 |
| 割合 (%) | 27.0% | 53.9% | 19.1% | 100.0% |

[表-10] 自立援助ホーム 入居児童の入居期間(平成24年度)

| | 6か月未満 | 6か月以上 1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2年以上 |
|---------|-------|---------------|--------------|------|
| 入居期間(人) | 38 | 33 | 23 | 5 |
| 割合 (%) | 38.4% | 33.3% | 23.2% | 5.1% |

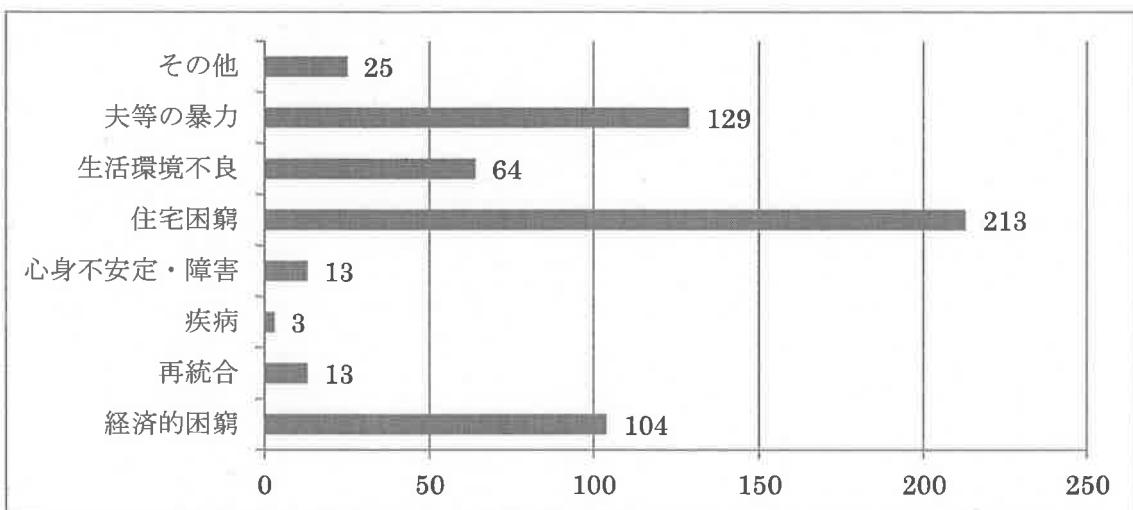
※子供シェルター除く

[表-11] 母子生活支援施設の入所状況（各年度4月1日現在）

| | 施設数 | 定員数 | 世帯数 (4月1日時点) | 入所率 |
|------|-----|-----|-----------------|-------|
| 23年度 | 37 | 754 | 591 | 78.4% |
| 24年度 | 37 | 728 | 566 | 77.7% |
| 25年度 | 36 | 721 | 571 | 79.2% |
| 26年度 | 34 | 681 | 560 | 82.2% |

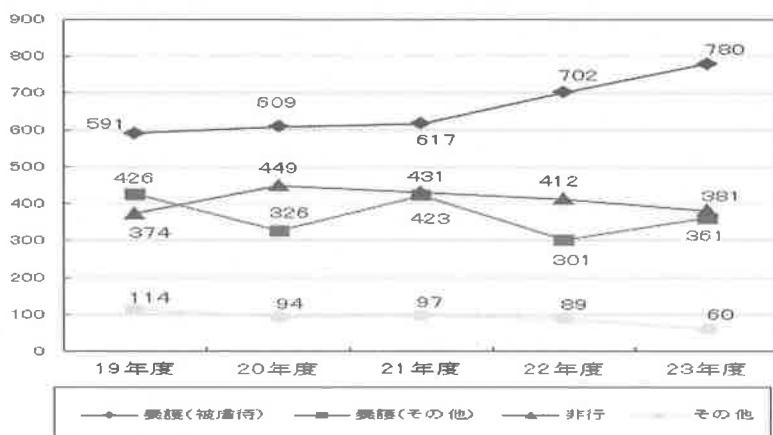
[表-12] 母子生活支援施設の入所理由

(平成24年度東京の母子生活支援施設実態調査)



※その他は虐待防止の見守り、親子関係、子への虐待、養育困難、育児負担など

[表-13] 一時保護所 退所先別状況(被虐待児童)



[表－14] 平成25年3月卒業児童の進路状況

① 高等学校卒業児童(平成24年度)

| | 平成25年3月高等学校卒業児童数 | | 進学 | | | | 就職 | | その他 | | |
|----------------------|------------------|----------|------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| | | | 大学等 | | 専修学校等 | | | | | | |
| 児童養護施設 [現況報告書] | 東京都 | 192人 | 在籍児童 | 8 | 4.2% | 2 | 1.0% | 23 | 12.0% | 3 | 1.6% |
| | | | 退所児童 | 30 | 15.6% | 32 | 16.7% | 82 | 42.7% | 12 | 6.3% |
| | | | 計 | 38 | 19.8% | 34 | 17.7% | 105 | 54.7% | 15 | 7.8% |
| | 全国 | 1,628人 | 在籍児童 | 52 | 3.2% | 36 | 2.2% | 132 | 8.1% | 43 | 2.6% |
| | | | 退所児童 | 148 | 9.1% | 131 | 8.1% | 1,003 | 61.7% | 81 | 5.0% |
| | | | 計 | 200 | 12.3% | 167 | 10.3% | 1,135 | 69.8% | 124 | 7.6% |
| (参考)全高卒者 [学校基本調査] | 東京都 | 101,970人 | | 66,451 | 65.2% | 20,086 | 19.7% | 5,989 | 5.9% | 9,444 | 9.3% |
| | 全国 | 1,088千人 | | 579千人 | 53.2% | 258千人 | 23.7% | 184千人 | 16.9% | 68千人 | 6.3% |

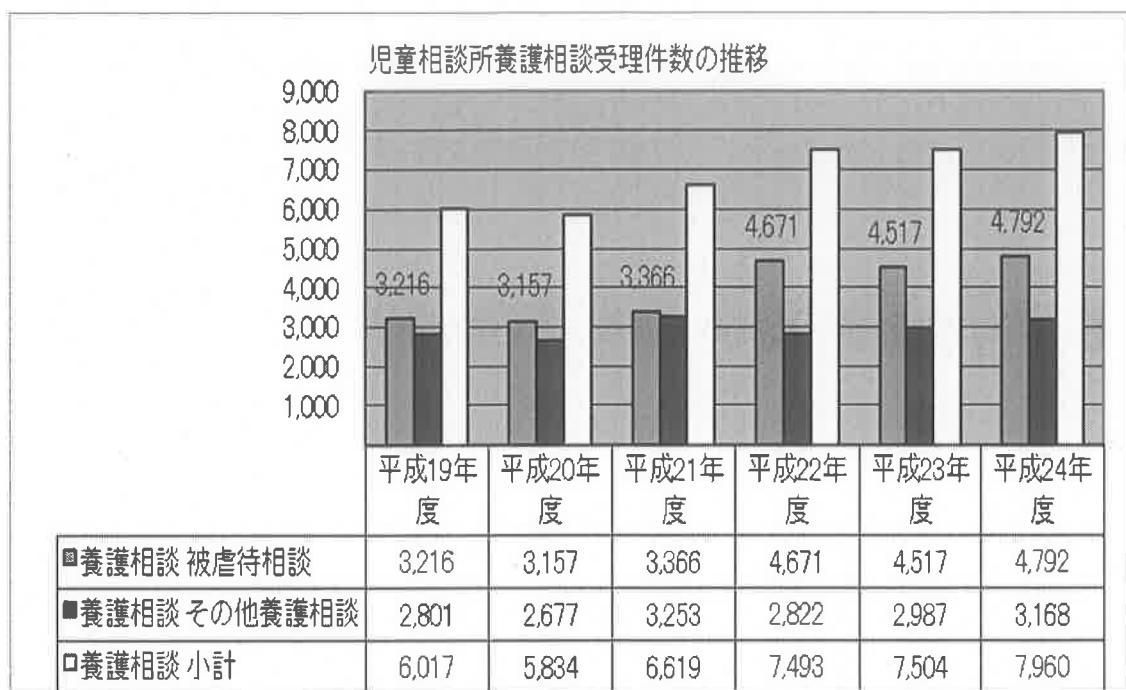
②中学校卒業児童(平成24年度)

| | 平成25年3月中学校卒業児童数 | 進学 | | | | 就職 | | その他 | | |
|----------|-----------------|----------|---------|-------|-----|------|-----|------|-------|------|
| | | 高校等 | | 専修学校等 | | | | | | |
| 児童養護施設 | 東京都 | 300人 | 283 | 94.3% | 5 | 1.7% | 7 | 2.3% | 5 | 1.7% |
| | 全国 | 2,530人 | 2,377 | 94.0% | 42 | 1.7% | 64 | 2.5% | 47 | 1.9% |
| (参考)全中卒者 | 東京都 | 104,071人 | 102,147 | 98.2% | 574 | 0.6% | 309 | 0.3% | 1,041 | 1.0% |
| | 全国 | 1,185千人 | 1,166千人 | 98.4% | 5千人 | 0.4% | 4千人 | 0.3% | 11千人 | 0.9% |

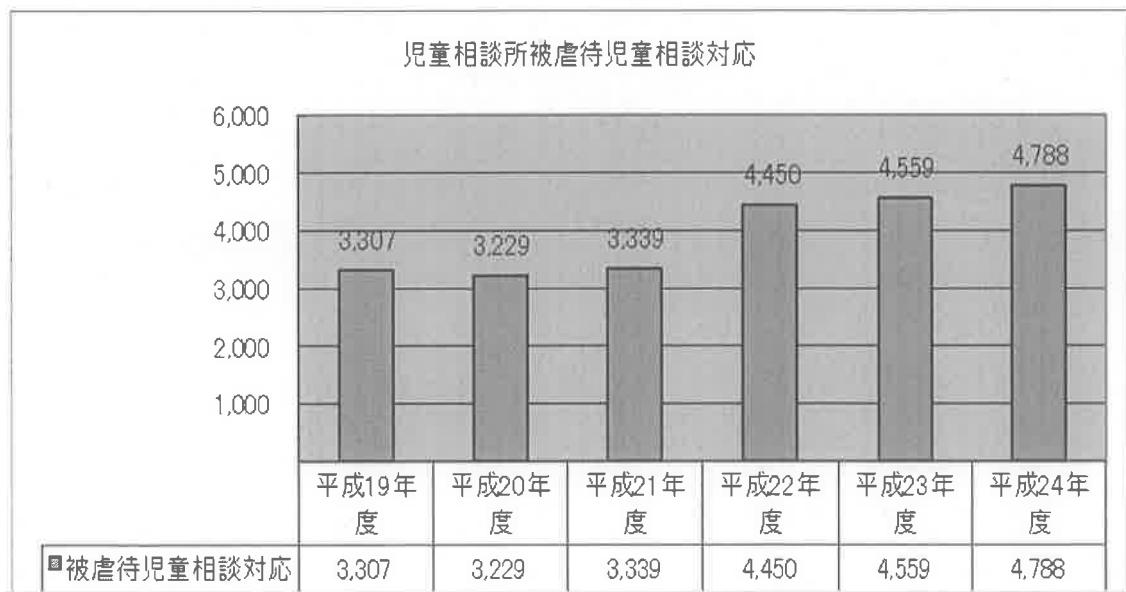
[参考データ]

○児童相談所関係データ

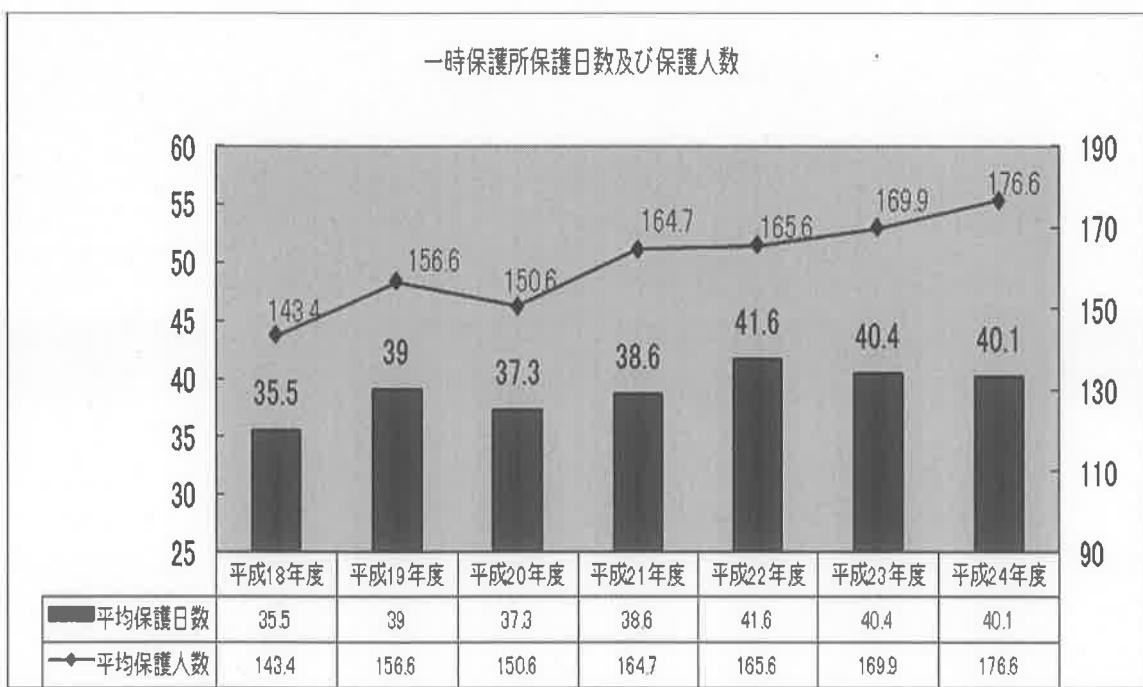
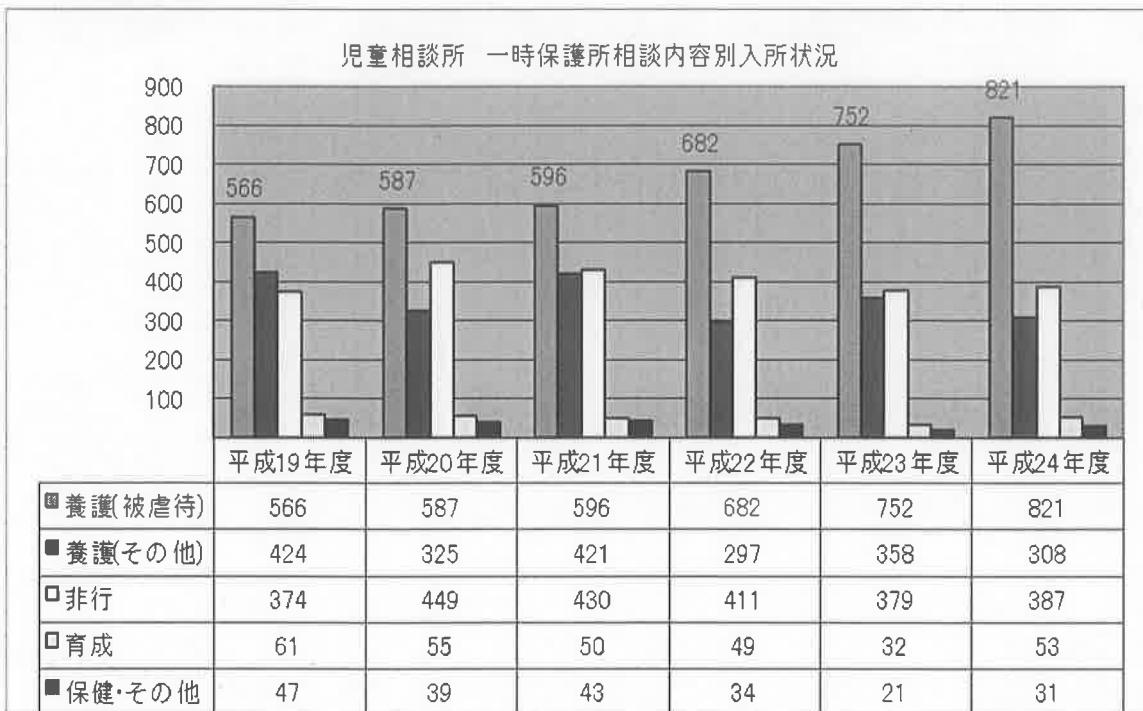
- ・相談受理件数



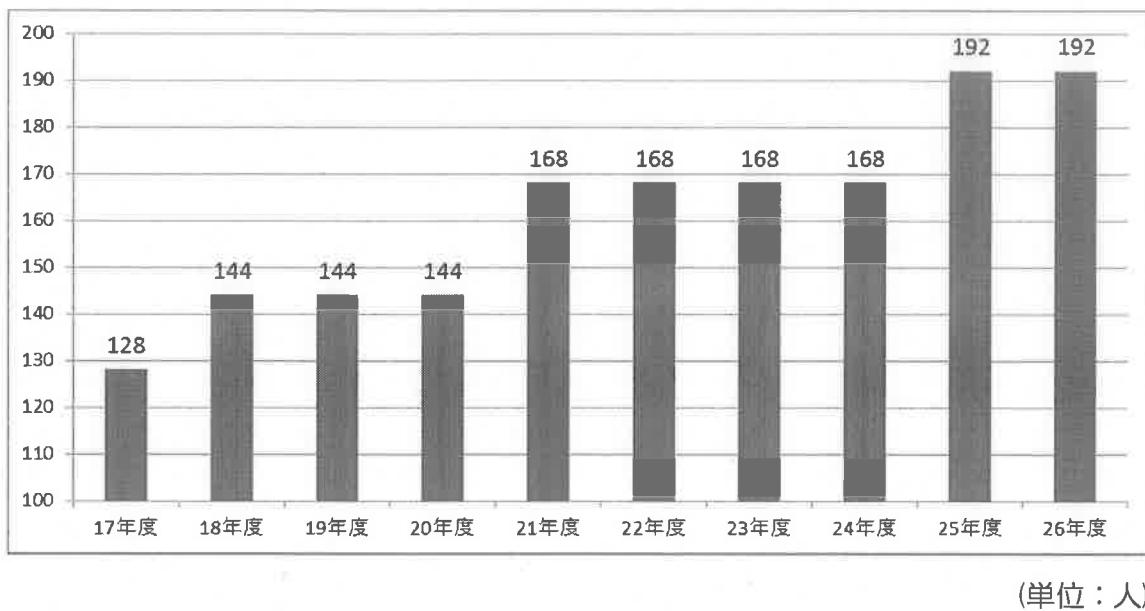
- ・被虐待児童相談対応



・一時保護関係

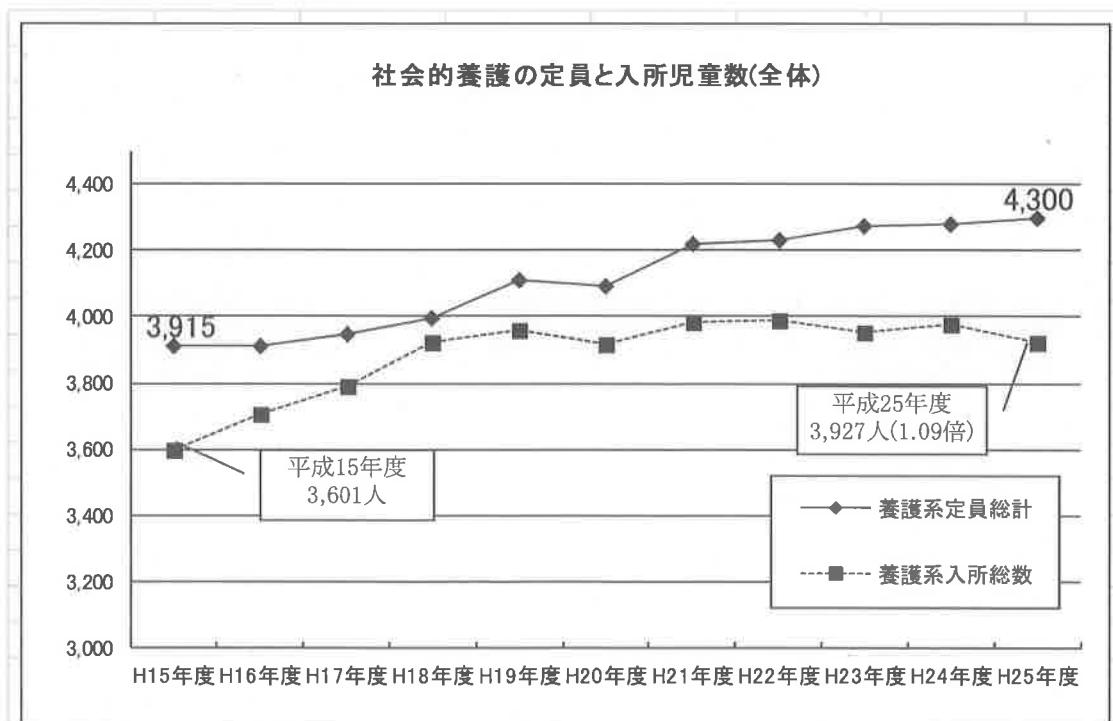


児童相談所 一時保護所定員の推移（各年度 7月 1日現在）

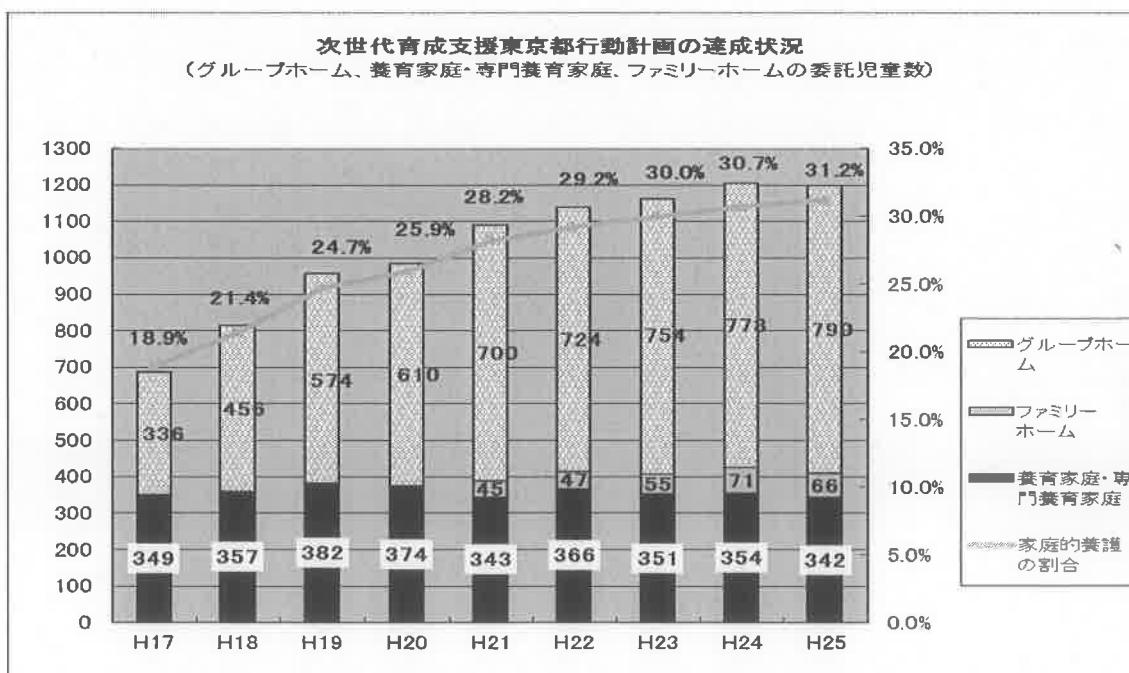
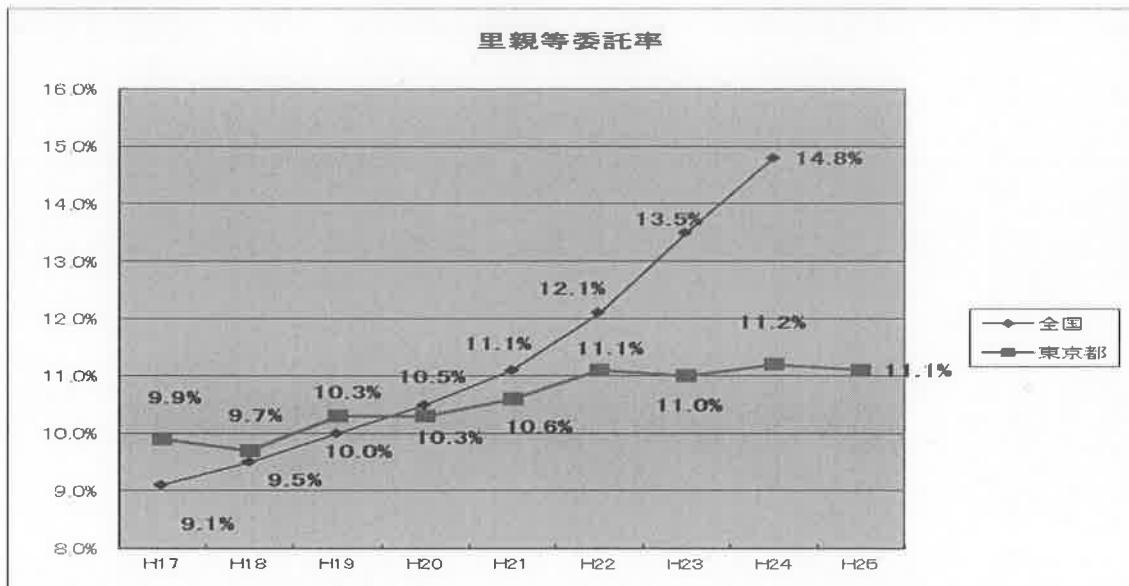


○社会的養護関係データ

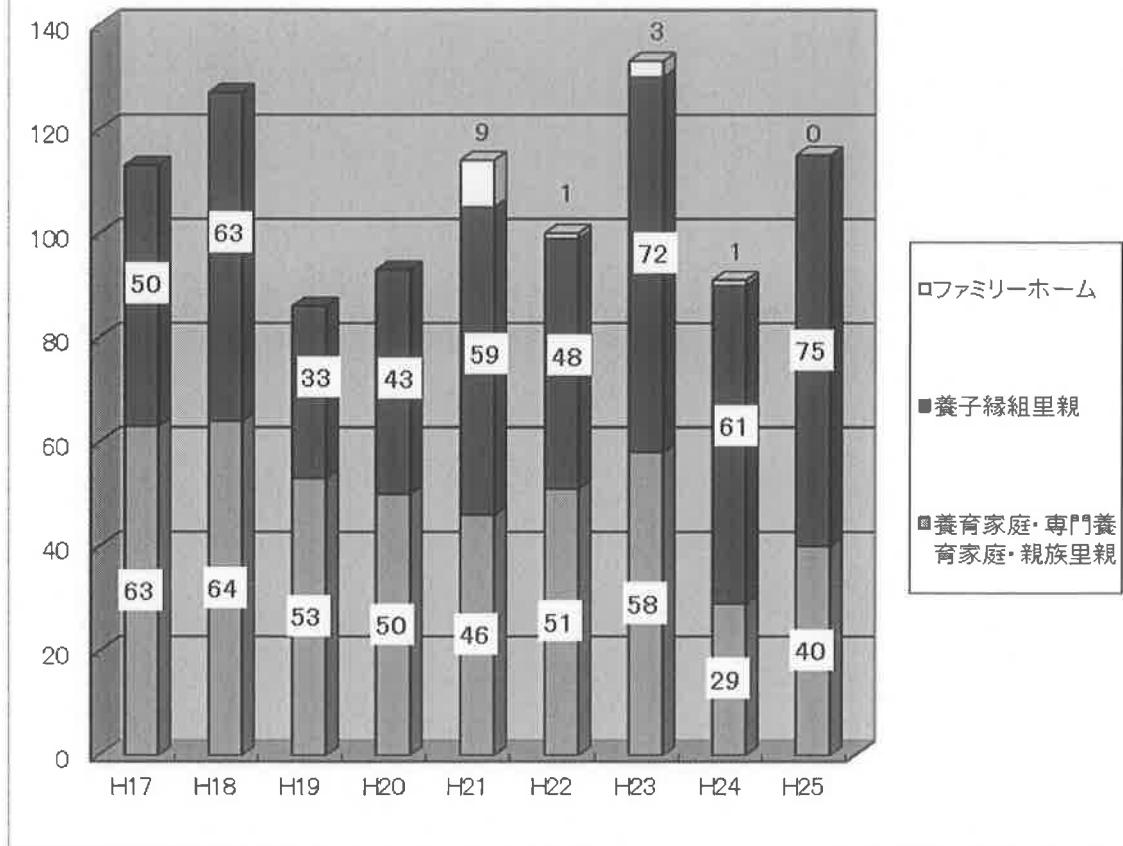
・定員と入所児童数の推移



・養育家庭関係



新規登録家庭数の推移
ただし、ファミリーホームを含む



・里親支援機関事業

【事業実績】(平成24年度～平成25年度)

※支援機関事業は平成20年度から開始しているが、全所展開は平成24年度から。

| 事業内容 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 規模 | 全児童相談所 (11箇所) | 全児童相談所 (11箇所) |
| 里親委託等推進委員会の運営 | 19回 | 25回 |
| 里親新規開拓・広報 | 広報物の作成、各地域イベント、体験発表会、大学訪問等 | 広報物の作成、各地域イベント、体験発表会、大学訪問等 |
| 養育体験の企画・運営 | 52回開催 124名参加 | 47回開催 95名参加 |
| 里親家庭への訪問支援 | 新規委託児 フォローアップ | 養育家庭…278回 養子縁組…118回 親族里親…7回 |
| | 定期巡回訪問 | 養育家庭…532回 養子縁組…18回 |
| | 里親 カウンセリング | 養育家庭…66回 養子縁組…8回 |
| | 里親又は里親経験者による訪問支援 | 0件 |
| 里親による 相互交流 | 養育家庭の交流会等の運営 | 37回 |
| | 養子縁組等の交流会等の運営 | 19回 |
| 夜間電話相談 | 22件 | 20件 |
| 育児家事援助者派遣 | 84件 (利用件数) | 212件 (利用件数) |
| ボランティア開拓・調整等 | 119名登録 268件 (派遣回数) | 119名登録 413件 (派遣回数) |

ヒアリング

(施設職員からのヒアリング)

- 社会的に、児童養護施設に対する理解が浸透していない中、保育園等に保育士等の人材は流れるなど、人材確保は困難な状況である。
- 個別対応が必要な支援の難しい子どもが多数いる状況である。今後、法人型のファミリー・ホームの設置が必要となると思うが、そうした中ではもっと職員の質、レベルを上げていく必要性を感じる。
- 被措置児童虐待は許されることではないが、子どもに対する気持ちが強くて、何とかしないといけないという思いで、不適切な行動につながってしまうこともあると聞く。小規模化が進んでいる中、一人勤務にならざるを得ない人材配置ではなく、複数職員配置で対応ができるれば、防ぐことができる可能性は高い。
- 措置制度においては、子どもは施設を選べないので、施設が一定の養育水準を保っていなければいけない。施設の努力はもちろん必要であるが、東京都のバックアップも必要である。
- すべての児童養護施設に働く職員が担保しておかなければいけない技術や倫理観、知識がある。この3点をクリアするためには、それぞれ専門性が発揮できるような研修の体系化、キャリアパス制度を構築することが必要である。

- 乳児院の職員には、直接子どもにかかわる職種と間接的に子どもにかかわる職種がある。職員が持つ専門性を、それぞれで機能させるのではなく、一体となってはじめて、子どもを育み、親の支援をしていくことができる。
- 24時間の交代勤務をしていく中で、新任職員はいつもチーフター職員と一緒にいられるわけではなく、他のメンバーにアドバイスを求めたりしながら自分で学び取っていかなければいけない部分もある。
- 職員の体調面のケアは重要であり、職員の体調を見ていく職員も必要である。その対応をする職場のつくり方、継続的に職員が働いていけるように職場自体を変えていくというサポートが必要である。
- 乳児院への就職を希望する職員というのは、「本当に乳児院で働きたかったのです」という職員が割と多いように思うが、施設の存在自体が余り知られていないという現状がある。

(退所者及び当事者支援者からのヒアリング)

- 施設入所等の子どもの心の整理に当たっては、「なぜ親と一緒に生活できないのか」、「なぜ自分が一時保護所に入らなければいけないのか」ということを説明し、生い立ちの整理を施設内で行うことが大切。児童相談所のワーカーと出会った時点から、もう生い立ちの整理は始まっている。
- 「自己選択」「自己責任」といったものが、トレーニングされてきていないので、自立のときだけ自己責任・自己選択ということではなく、一時保護所の時点から、また、児童養護施設、里親宅での日々の生活の中から継続的に行う必要がある。
- ケアされる対象の子どもだけを大事にするのではなく、施設の職員もケアされるべきである。スーパーバイザーをする人を施設に取り入れることが重要だと考える。
- 施設等退所後の児童の安定した生活を考えると、在籍していた施設との関係がすごく大事である。一方で、退所児童は、気を遣ったり、自分が本当につらいときや壁にぶち当たったときに、そういう姿を施設に見せたくないという思いもあって、退所後になかなか施設に帰れないこともある。施設の方に相談等をするために戻ってくるきっかけを作ってほしい。

委員名簿

○ 委員名簿（平成26年10月8日現在）

※敬称略、委員、臨時委員ごとに五十音順

| 区分 | 氏名 | 現職 |
|------|--------|---|
| 委員長 | 網野 武博 | 東京家政大学特任教授 |
| 委員 | 石阪 丈一 | 町田市長（市長会代表） |
| 委員 | 石崎 朝世 | 公益社団法人発達協会 王子クリニック院長 |
| 委員 | 磯谷 文明 | 弁護士 |
| 委員 | 犬塚 峰子 | 大正大学人間学部教授 |
| 委員 | 遠藤 守 | 東京都議会議員 |
| 委員 | 大木 幸子 | 杏林大学保健学部教授 |
| 委員 | 大町 恵子 | 公募委員 |
| 委員 | 柏女 露峰 | 淑徳大学総合福祉学部教授 |
| 委員 | 加藤 尚子 | 明治大学文学部准教授 |
| 委員 | 木村 一優 | 白百合女子大学健康相談室校医 |
| 委員 | 楠田 周良 | 公募委員 |
| 委員 | 市東 和子 | 東京都民生児童委員連合会副会長 |
| 委員 | 成澤 廣修 | 文京区長（区長会代表） |
| 委員 | 花崎 みさを | 社会福祉法人一粒会理事長 |
| 委員 | 正木 忠明 | 東京都医師会理事 |
| 副委員長 | 松原 康雄 | 明治学院大学社会学部教授 |
| 委員 | 村井 美紀 | 東京国際大学人間社会学部准教授 |
| 委員 | 山崎 朋亮 | 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 |
| 臨時委員 | 青葉 紘宇 | 特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事長 |
| 臨時委員 | 秋山 千枝子 | 医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック院長 |
| 臨時委員 | 今田 義夫 | 日本赤十字社医療センター附属乳児院長 東京都社会福祉協議会 乳児部会 副部会長 |
| 臨時委員 | 大竹 智 | 立正大学社会福祉学部教授 |
| 臨時委員 | 大町 千恵子 | 江戸川区立そよ風松島荘施設長 東京都社会福祉協議会 母子福祉部会 部会長 |
| 臨時委員 | 小野 和哉 | 東京慈恵会医科大学精神医学講座准教授 |
| 臨時委員 | 高塚 雄介 | 明星大学人文学部教授 |
| 臨時委員 | 高橋 利一 | 社会福祉法人 至誠学舎立川理事長 |
| 臨時委員 | 野田 美穂子 | 弁護士 |
| 臨時委員 | 平湯 真人 | 弁護士 |
| 臨時委員 | 武藤 素明 | 社会福祉法人二葉保育園 二葉学園統括施設長 東京都社会福祉協議会 児童部会 副部会長 |
| 臨時委員 | 山本 恒雄 | 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部長 |
| 臨時委員 | 横堀 昌子 | 青山女子短期大学子ども学科教授 |
| 臨時委員 | 渡邊 淳子 | 弁護士 |

○ 退任された委員（役職は在任中のもの）

| 氏名 | 現職 | 在任期間 |
|---------|---|--|
| 大津 浩子 | 東京都議会厚生委員会委員長 | 24. 11. 29～25. 7. 22 |
| 渡辺 象 | 東京都医師会理事 | 24. 11. 29～25. 8. 5 |
| 大澤 正男 | 社会福祉法人共生会ふたばホーム施設長 東京都社会福祉協議会 母子福祉部会 相談役 | 〔専門部会委員 (第3回まで)〕 25. 6. 20～25. 12. 2 |
| 大谷 隆興 | 東京都民生児童委員連合会副会長 | 24. 11. 29～25. 11. 30 |
| まつば 多美子 | 東京都議会厚生委員会委員長 | 25. 10. 7～26. 10. 3 |

○ 専門部会委員名簿

| | 氏名 | 現職 |
|--------|--------|---|
| 部会長 | 松原 康雄 | 明治学院大学社会学部教授 |
| 副部会長 | 柏女 露峰 | 淑徳大学総合福祉学部教授 |
| 委員 | 青葉 紘宇 | 特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事長 |
| | 今田 義夫 | 日本赤十字社医療センター附属乳児院長 東京都社会福祉協議会 乳児部会 副部会長 |
| | 大竹 智 | 立正大学社会福祉学部教授 |
| | 大町 千恵子 | 江戸川区立そよ風松島荘施設長 東京都社会福祉協議会 母子福祉部会 部会長 |
| | 加藤 尚子 | 明治大学文学部准教授 |
| | 木村 一優 | 白百合女子大学健康相談室校医 |
| | 武藤 素明 | 社会福祉法人二葉保育園 二葉学園統括施設長 東京都社会福祉協議会 児童部会 副部会長 |
| | 横堀 昌子 | 青山女子短期大学子ども学科教授 |
| オブザーバー | 網野 武博 | 東京家政大学特任教授 |

※敬称略、五十音順

審議経過

| 開催日 | 会議 | 審議内容 |
|-------------|---------|---|
| 平成24年11月29日 | 第1回本委員会 | ○今期審議テーマについて ○専門部会の設置の検討について |
| 平成25年6月7日 | 第2回本委員会 | ○今期審議テーマについて ○専門部会の設置について |
| 平成25年6月20日 | 第1回専門部会 | ○審議課題の整理及び審議スケジュールについて |
| 平成25年8月22日 | 第2回専門部会 | ○都市型施設養護のあり方について ・児童養護施設の小規模化・地域分散化(グループホーム制度)について ・専門機能強化型児童養護施設について |
| 平成25年11月11日 | 第3回専門部会 | ○都市型施設養護のあり方について ・都市型乳児院のあり方について ・児童養護施設の地域偏在について ○都道府県推進計画について |
| 平成26年2月7日 | 第4回専門部会 | ○都市型施設養護のあり方について ・人材育成について〔施設職員ヒアリング〕 ○家庭養護の推進について |
| 平成26年3月20日 | 第5回専門部会 | ○家庭養護の推進について ○家庭復帰等について ・自立支援について〔児童養護施設出身者ヒアリング〕 ○家庭的養護推進計画について |
| 平成26年5月26日 | 第6回専門部会 | ○家庭復帰等について ○一時保護について |
| 平成26年7月29日 | 第7回専門部会 | ○提言（骨子）について ○都道府県推進計画について |
| 平成26年9月10日 | 第8回専門部会 | ○提言（案）について ○都道府県推進計画について |
| 平成26年10月8日 | 第4回本委員会 | ○提言（案）について |